

## 「ベビー用のおやつ」の安全対策について ～東京都商品等安全対策協議会報告書の概要～

### 1 「ベビー用のおやつ」の安全対策の必要性

協議会のテーマとして、「『ベビー用のおやつ』の安全対策について」を選定した理由は次のとおりである。なお、協議会における「ベビー用のおやつ」とは、「7ヶ月頃から」などと乳児を対象とったソフトせんべい、ビスケット、ポーロ、ウエハース等の乾燥した菓子類をいう。



「ベビー用のおやつ」

「ベビー用のおやつ」は、多種多様な商品が身近なスーパーマーケットや薬局・ドラッグストア等で販売されており、多くの消費者が利用している。

各消費生活センター等には少数であるが、窒息事故の報告がある。しかし、実際に危害にあった人は消費生活センター等へ相談する人の少なくとも20から30倍はいると言われている。窒息事故は潜在化し、実際の事故は多数起きている可能性がある。

「ベビー用のおやつ」の製品規格等は製造事業者が独自に設定し安全対策を図っているが、業界全体で統一化されていない。

#### (1) 各消費生活センターへの相談状況(独立行政法人国民生活センター 消費生活相談データベース)

全国の各消費生活センターへの「ベビー用のおやつ」による窒息事故の相談状況は、過去10年間で3件であったが、その3件は、平成19～20年に発生している。

表1 各消費生活センターへの相談状況

受付年	被害者の月齢等	商 品	相談者	相 談 内 容
			住 所	
平成20年	9ヶ月 女児	ウエハース (7ヶ月頃から)	東京	当該商品を小さく切って与えたところ、喉に張り付き、呼吸できなくなり意識を失った。自分が見ていなければ死ぬ可能性もあったと思うと怖い。情報提供したい。
平成19年	7ヶ月 女児	チーズスティック (7ヶ月頃から)	千葉	当該商品を自分で手で持って食べていたところ、大きく割れて口に入ってしまった。喉に詰まらせ窒息しそうになり泣き声も出せない状況に。喉に指を入れ取り出し事なきを得たが危険である。注意表示には大きく割れる旨の記載はなかった。
平成19年	7ヶ月	タマゴポーロ	神奈川	当該商品を与えたところ、喉に詰まった。慌てて牛乳を飲ませ大事には至らなかったが危険である。注意表示すべきでは。

#### (2) 都内の救急搬送状況(東京消防庁救急出動件数)

平成19年に東京消防庁管内で「ベビー用のおやつ」と思われる食品により窒息して、救急搬送された事例は4件あった。

表2 都内の救急搬送状況

受付月	搬送者の年齢等	原因となった商品	救 急 要 請 の 概 要	初診時程度
9月	8ヶ月 男児	せんべい	電車内で当該商品を食べさせていたところ、喉に詰まり苦しそうなので、駅で下車、駅員に救急要請を依頼した。	軽症
9月	7ヶ月 女児	ビスケット	子供が当該商品を喉に詰まらせ、顔面蒼白になった。	軽症
4月	7ヶ月 女児	ビスケット	当該商品を食べさせたところ、急に咳き込み、喉に詰まらせた。	軽症
2月	9ヶ月 女児	幼児用スティック	自宅で当該商品を食べていた際、一瞬呼吸ができなくなったので、救急要請した。	軽症

軽症とは、入院の必要がないもの。

(3) 小児科医からの情報提供

協議会特別委員の山中龍宏医師より次のような情報提供があった。他の小児科医にも同様の情報が入っている可能性はある。

「ベビー用のおやつ」による窒息ニアミス例	
男児 平成 20 年 4 月 12 日生まれ (6 ヶ月 24 日)	
経緯	<p>以前から、楕円形で子供が持ちやすいので、ソフトせんべいを与えており、その際は細かくして与えていた。</p> <p>平成 20 年 11 月 6 日午後 1 時過ぎ、子供にソフトせんべいを持たせ、食べさせた。そのとき、母親はそばにいた。</p> <p>しばらくすると、ソフトせんべいの最後に食べていた部分が詰まったようで、口唇の色が紫色になった。母の姉が子供の背中をたたいたがでてこなかったため、口の中に指を入れてかき出した。</p> <p>救急車を呼び、血中酸素飽和度をチェックしたところ、その値は問題なかったが、念のため、総合病院小児科に搬送された。</p> <p>子供の上口蓋にかき出したときの爪あとがある以外、とくに所見はなく、帰宅した。</p>
コメント	<p>1 経緯は母親から聞いただけであるが、顔色不良となっており、救急車を呼んだことから、窒息状態が数分間あったことは確かである。</p> <p>2 この窒息状態が持続して、低酸素性脳症の状態になりうるのか、それともソフトせんべいでは窒息状態が解除されやすく、低酸素性脳症の危険性は低いのかは不明である。</p> <p>3 ソフトせんべいの製品の問題 形状、硬度、粘性、口解けに問題があるのか。 母親の話では、「よだれで溶けず、のどにはまった」とのこと。</p> <p>4 子供の喉頭部の構造と嚥下機能 どれくらいの粘度で飲み込まれるのか。 「楕円形で持ちやすい」と考えたのは母親であり、子供にとってもちやすいかどうかは不明である。 なお、母親からはこの件を本協議会で情報提供することについて了解を得ている。</p>

2 「ベビー用のおやつ」による窒息事故に関する調査等

(1) インターネット消費者アンケート調査

就学前の子供がいる世帯の 95.4% が「ベビー用のおやつ」を与えたことがあった (図 1)。与えた理由は、「子供がよく食べるまたは欲しがる」が最も多かった (図 2)。その他には、「外出時やくずった時に便利だから」が多かった。

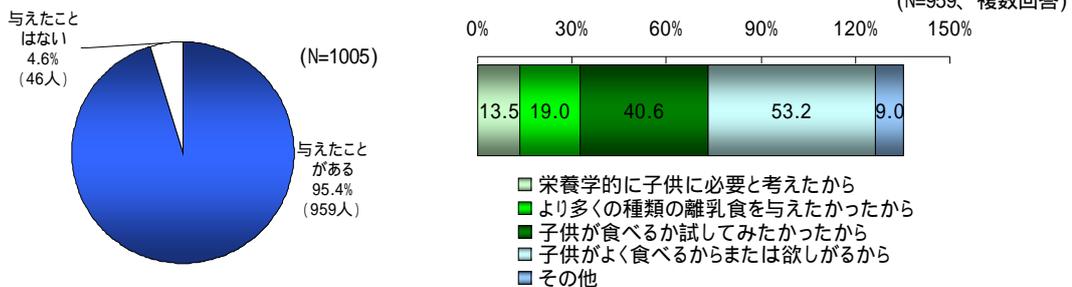


図 1 「ベビー用のおやつ」を与えた経験

図 2 「ベビー用のおやつ」を与えた理由

「ベビー用のおやつ」を購入する際に、8 割以上 (82.4%) の人が対象月齢表示を参考にしていた (図 3)。

また、商品には、食べさせるときの注意等が表示されているが、読んだことがない人が 3 割以上 (35.5%) であった (図 4)。

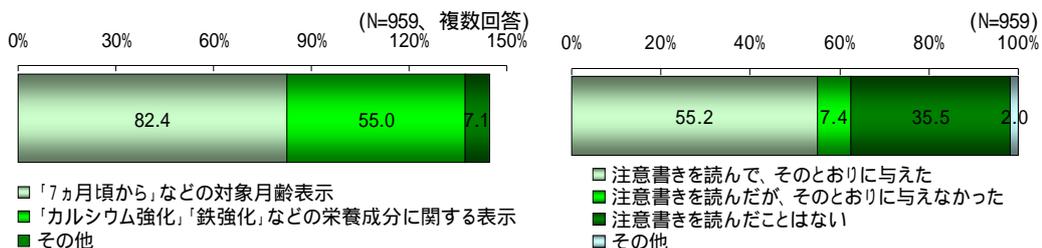


図 3 購入の際参考にした表示

図 4 注意表示について

「ベビー用のおやつ」を与えた経験のある人のうち、危害またはヒヤリ・ハットにあった人は5人に1人以上(22.1%)であった(図5)。そのうち、ほとんど(97.5%)の人がどこにも相談しなかった(図6)。なお、ここでいう「危害」とは、実際に窒息事故が起こり重篤な状態になったこと。「ベビー用のおやつ」を与えたら、のどに詰まらせ、一瞬呼吸が停止し顔が青ざめた、意識を失ったなども含まれる。「ヒヤリ・ハット」とは、「危害」には至らなかったが、窒息事故が起こりそうになり、ひやりとしたり、ハットしたこと。例えば、「ベビー用のおやつ」を与えたら、のどに詰まらせそうになり、むせてしまった、咳き込んでしまった、飲み込めず吐き出してしまったなどが該当する。

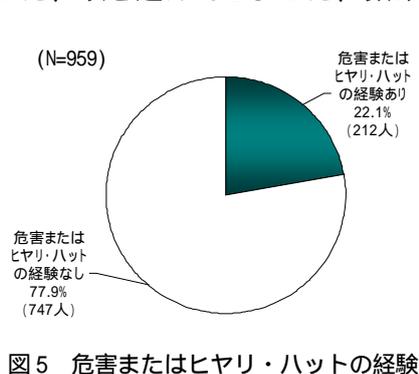


図5 危害またはヒヤリ・ハットの経験

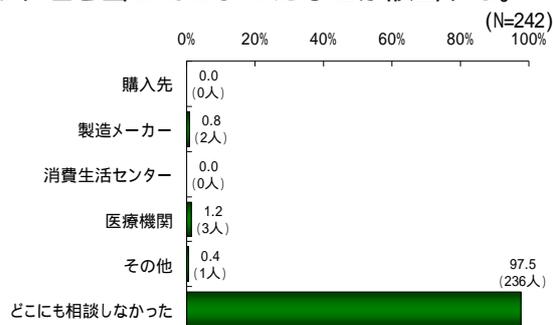


図6 危害またはヒヤリ・ハット発生時の相談先

## (2) インターネットホームページによる意見募集

寄せられた意見は、消費者から18件、事業者から1件、合計19件であった。

その内訳を意見内容別に見ると、「本当に必要なのか」8件、「安全性に疑問」が3件、「商品に問題はなくむしろ優れている」が3件、「表示に問題があるのでは」が1件、「親が注意して与えればよいのでは」が2件、「売られ方、与え方に問題があるのでは」が1件、その他が1件であった。

## (3) インターネット都政モニター制度による意見募集

毎年度公募により性別、年代、地域などを考慮して選任される都政モニター454人のうち、43.8%(199人)が「ベビー用のおやつ」を与えたことがあった(図7)。与えた理由は、「外出時やぐずった時に便利だから」が最も多かった。また、「ベビー用のおやつ」を購入する際に、対象月齢表示を参考にしている人が最も多かった。

「ベビー用のおやつ」を与えた経験のある人のうち、危害またはヒヤリ・ハットにあった人は5人に1人以上(24.1%)であった(図8)。

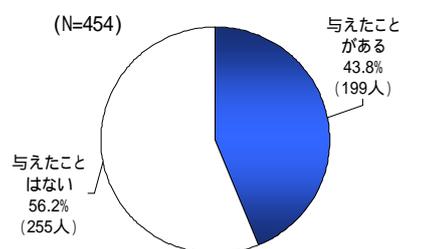


図7 「ベビー用のおやつ」を与えた経験

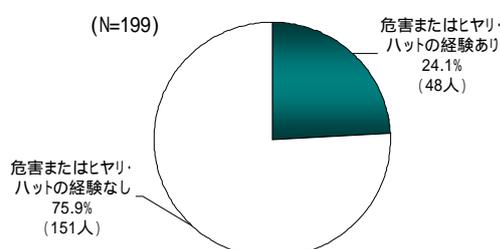


図8 危害またはヒヤリ・ハットの経験

## 3 「ベビー用のおやつ」における現状及び課題

### (1) 商品の安全対策

#### ア 商品の品質に関する規格等

「ベビー用のおやつ」については、各社がそれぞれ規格を定め安全対策を講じてい

るが、ベビーフードのように業界内で統一化はされていない。したがって、さらなる安全性を確保するために、製造事業者団体が中核となり、「ベビー用のおやつ」に関するガイドライン等の策定について検討を行う必要がある。

イ 「授乳・離乳の支援ガイド」との整合について

「授乳・離乳の支援ガイド」(平成19年3月14日策定、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課)には、「離乳食の進め方の目安」について、幅をもたせた月齢で表記され、生歯や口腔機能の発達との関係が重視されて記載されている。

内容は「食べ方の目安」、「食事の目安」、「成長の目安」の項目に分けて記載され、離乳食の調理形態については次のとおり記載されている。

**生後5~6ヶ月頃**

- ・なめらかにすりつぶした状態(ポターージュ状の状態)
- ・調味の必要はない

**生後7~8ヶ月頃**

- ・舌でつぶせる固さ(豆腐ぐらいが目安)
- ・離乳の進行に応じて、食塩、砂糖など調味料を使用する場合は、それぞれの食品のもつ味を生かしながら、薄味でおいしく調理する。油脂類も少量の使用とする。

**生後9~11ヶ月頃**

- ・歯ぐきでつぶせる固さ(バナナぐらいが目安)
- ・離乳の進行に応じて、食塩、砂糖など調味料を使用する場合は、それぞれの食品のもつ味を生かしながら、薄味でおいしく調理する。油脂類も少量の使用とする。

「授乳・離乳の支援ガイド」では、「離乳食の進め方の目安」を図9のとおりまとめている。



図9 離乳食の進め方の目安

「離乳食の進め方の目安」は離乳食に関して定められたものである。「ベビー用のおやつ」は離乳食に該当するが、現在、製造・販売されている「ベビー用のおやつ」には、一部の商品で「離乳食の進め方の目安」との整合が図られていないものがある。

#### ウ 窒息事故の発生状況

消費者に対する調査では、「ベビー用のおやつ」を利用したことがある人の5人に1人以上が、窒息事故が起きたり、起きそうになっていた経験があり、高い利用状況等を勘案すると、国内では同様の事故が相当数発生していることが推測される。

「ベビー用のおやつ」による窒息事故を未然に防止するために、表示も含めた商品の安全対策及び消費者へ窒息事故に関する普及啓発等の対応を行うことが必要と考えられる。

#### エ 商品の注意表示等

「ベビー用のおやつ」には、与えるときの注意等について商品の外箱（または外袋）等に表示されている。

インターネット消費者アンケート調査で上記の注意表示について尋ねたが、注意表示を読んだことがない人が3割以上（35.5%）であった。

商品のパッケージにある注意表示は側面や裏面に小さな文字で表示しているものがほとんどで、表示による与え方等の注意喚起が、消費者に十分に伝わらないことも考えられる。注意表示を読んでもらうためには、文字の大きさ・色、表示位置等の工夫し、消費者に伝わりやすくする必要がある。

一方、インターネット消費者アンケート調査及びインターネット都政モニター制度による意見募集で購入する際参考にした表示について尋ねたところ、対象月齢表示と回答した人が最も多かった。

しかし、対象月齢は製造事業者が各社で設けている規格等により表示しており、業界内での統一化はされていない。さらに、商品に「ヶ月頃から」という対象月齢表示があることによって、消費者は、「ベビー用のおやつ」をベビーフードの一種であると認識している可能性がある。製造事業者は、「ベビー用のおやつ」はベビーフードには該当しないとしているが、消費者は両者を区別せず、「ベビー用のおやつ」をベビーフードとして購入していることが考えられる。

### (2) 「ベビー用のおやつ」に対する消費者の意識

#### ア 利用状況及び購入目的等

未就学の子供がいる世帯のほとんどが、「ベビー用のおやつ」を利用した経験があり、「ベビー用のおやつ」が消費者に受け入れられている実態がわかった。

「よく食べるまたは欲しがる」という理由で与える人が多いことや、外出時やぐずった時に便利だと感じている人も多くいた。

#### イ 注意表示

「ベビー用のおやつ」に表示されている与えるときの注意について、読んだことがない人は3割以上（35.5%）であった。注意表示を多くの人が読み、理解してもらえよう工夫をするとともに、窒息事故発生時の対処法及びおやつの望ましい与え方などについて普及啓発を図る必要がある。

#### ウ 食育の必要性等

さらに、「ベビー用のおやつ」に対する消費者の意識を見ると、離乳食に関する食育が十分に行われていないことが懸念される。

そこで、食育の視点に立った離乳食の進め方についての普及啓発や母子健康手帳や乳児健康診査時を活用した普及啓発を行うことも必要と考えられる。

### (3) 窒息事故の潜在化

インターネット消費者アンケート調査等により事故情報が潜在化していることが明らかになった。これでは、消費者の声が製造事業者等に届かず、商品の改良に結びつく機

会は減少してしまう。事故の未然防止の対策を図るためにも、事故情報を収集し、その情報を安全対策に活かしていくことが必要である。

#### 4 「ベビー用のおやつ」の安全対策に係る今後の取組について

協議会は、「ベビー用のおやつ」の安全対策を講じるため、今後、消費者、国・関係機関、事業者、東京都が今後取組むべき事項について、次のとおり提言する。

特に、東京都には、国・関係機関への提案、事業者への要望、消費者への普及啓発等、提言の趣旨を踏まえた取組を積極的に推進することを強く求める。

##### (1) 「ベビー用のおやつ」の安全対策の実施

###### ア 商品の注意表示の改善 事業者

商品に注意表示をしても、消費者がそれを読んでくれないと、表示の意味がない。そこで、製造事業者団体が中心となり、現行の表示を見直し、表示内容の統一化を図るとともに多くの消費者に読まれるように工夫することを視野に入れた表示ガイドラインを策定すること。

###### イ 「ベビー用のおやつ」の安全性に関するガイドライン等の策定検討 事業者

「ベビー用のおやつ」について「授乳・離乳の支援ガイド」との整合性を図り、さらなる安全対策を推進するために、製造事業者団体は、「ベビー用おやつ」の安全性に関する統一的なガイドラインの策定のための検討を行うこと。

###### ウ 食品による窒息事故防止のための定期的かつ継続的な調査・研究の実施 国・関係機関

上記ガイドライン策定のためには、専門家による助言及び新たな知見の収集等が必要であるが、これらは、事業者だけでなく、中立な立場である国・関係機関の取組も不可欠である。そこで、国・関係機関は、「ベビー用のおやつ」も含めた食品による乳幼児の窒息事故防止のための調査・研究を定期的（例えば数年毎）かつ継続的に実施すること。

##### (2) 消費者への普及啓発

###### ア 食育の視点に立った取組 東京都

消費者の「ベビー用のおやつ」に対する意識を変えるために、東京都は、東京都食育推進計画の理念に基づき、離乳食に関する食育及び「授乳・離乳の支援ガイド」の普及を行うこと。

###### イ 乳幼児健康診査時の保護者への普及啓発 東京都

受診率が高い区市町村が実施する乳幼児健康診査時に、東京都は、食品による窒息事故の危険性、窒息事故発生時の対処法及びおやつの望ましい与え方について普及啓発に努めること。

###### ウ 母子健康手帳への反映 国

国は、ほとんどの妊婦が持つ母子健康手帳の様式例(通知様式部分(任意記載事項))の「乳幼児期の栄養」の項に、食品による窒息事故の危険性、窒息事故発生時の対処法及びおやつの望ましい与え方について記載し、その旨を区市町村に周知すること。

###### エ 消費者への積極的な普及啓発 事業者、東京都

東京都は、リーフレットの配布、ホームページへの掲載等様々な媒体及び消費者団体・母親グループ等が主催する勉強会、都が実施する講座等を積極的に活用し、消費者に、食品による窒息事故の危険性、窒息事故発生時の対処法及びおやつの望ましい与え方について普及啓発すること。

また、事故情報を商品の安全対策に反映させるためには、消費者に積極的に通報してもらふ必要がある。そこで、東京都及び事業者は、消費生活センター及び事業者等の事故情報通報窓口へ事故情報を通報するよう消費者に広く働きかけること。